

平成18年7月1日

改正

平成20年11月1日

平成23年4月1日

平成26年5月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日要綱第43号

令和3年4月1日要綱第85号

令和4年3月29日要綱第46号

小田原市有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産及び市が作成する印刷物等を広告媒体として有効活用することにより、新たな財源の確保及び経費の節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 良好な美観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (9) たばこに係るもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類するものに係るもの
- (11) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

(12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの

(13) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業に係るもの

(14) 市税を滞納している者に係るもの

(15) 小田原市から指名競争入札の指名停止措置を受けている者に係るもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に必要な基準については、必要に応じて広告媒体ごとに別に定める。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の募集方法等）

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載の優先順位）

第5条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序による。この場合において、同順位に複数の広告がある場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込み順序により決定するものとする。

(1) 公共性の高い広告

(2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）

(3) 前2号に該当しないものの広告

（広告主の責務）

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の負担において解決するものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

（審査機関）

第7条 広告掲載に関する疑義を審査するため、小田原市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は総務部資産経営課長を、委員は広報広聴室長、総務部総務課長、市民部地域安全課長及び子ども若者部青少年課長をもって充てる。ただし、委員長が

必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部資産経営課において処理する。

(適用除外)

第10条 この要綱は、小田原競輪場については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。